

## 国際会計基準（I F R S）についての論点メモ

項目	内容	備考
I. 会計基準の国際的収れん（コンバージェンス）の進展と海外における国際会計基準の採用に向けた動き	<p>1. 会計基準におけるコンバージェンスの進展</p> <p>我が国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、我が国企業の経営実態、商慣行、会計実務にも十分配慮しつつ精力的に見直しが進められてきており、国際的にみても高品質なものとなっている。</p> <p>他方、国際的に見ると、特に2002年の国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会とのいわゆるノーワーク合意以降、国際会計基準（IFRS）と米国会計基準のコンバージェンスに向けた動きが進展してきた。</p> <p>このような状況を受けて、わが国においても2005年の企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）のコンバージェンスに向けた合意以降、会計基準のコンバージェンスの動きが加速化しており、当部会でも、2006年7月に部会報告「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表し、関係者が一丸となって会計基準のコンバージェンスに努めていくこととされた。</p> <p>その後、欧州連合（EU）による我が国会計基準の同等性評価作業をもにらみつつ、2007年8月、ASBJは、IASBとの間で国際会計基準とのコンバージェンスの取組みに係る「東京合意」を公表し、①EUの同等性における重要な差異26項目は、原則、2008年中に解消、②その他の差異は2011年6月末までに解消することとされた。</p> <p>ASBJを中心とする会計関係者によって東京合意を踏まえた作業計画に沿ってコンバージェンスが積極的に進められた結果、2008年12月、欧州委員会（EC）より、日本基準は国際会計基準と同等であると最終決定されたところである。</p>	<p>(注) 2005年1月 ASBJとIASBがコンバージェンスに合意</p> <p>2005年7月 EUは、日本基準について「全体としては同等」としつつ、26項目の重要な差異を指摘</p>

## 2. 海外の資本市場規制当局の動向

(1) EUにおいては、2005年1月から域内上場企業に対して国際会計基準の適用を義務づけるとともに、EUの域外上場企業に対しても、2009年1月から国際会計基準又はこれと同等の基準の適用を義務づけている。また、EU以外の諸国においても国際会計基準を、①国内上場企業が使用することの容認、②一部国内上場企業にその使用を義務化、③国内全上場企業へ義務づけなどその形態は様々であるが、その利用は世界に広がりつつある。

(2) 米国においては、証券取引委員会（SEC）がEUにおいて域内上場企業に対する国際会計基準の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005年4月に、米国市場に上場している国際会計基準を採用している欧州企業の数値調整の廃止などを目指した「ロードマップ」を公表した。このロードマップに基づき、米国外企業に対し、国際会計基準の使用を数値調整なしに認める最終規則を2007年12月に公表した。また、米国企業については、2008年11月に米国企業に対して国際会計基準を容認・強制適用するためのロードマップ案を公表し、2014年から国際会計基準を強制適用することの是非について、2011年までに決定することを明らかにしている。

## 3. 当部会における審議経緯

前述のような世界における国際会計基準をめぐる動向やEUによる同等性評価の状況を踏まえ、我が国における国際会計基準の取扱いについてどのように対応していくかについて議論が始められたところである。

平成20年7月及び9月に「我が国企業会計のあり方に関する意見交換会」が開催され、学界、経済界、公認会計士界などの有識者による意見交

(注) 自国上場企業への国際会計基準の適用状況（国・地域数）

① 使用を容認	24
② 一部企業へ義務化	4
③ 全企業へ義務化	85

(2008年8月現在、Deloitte IAS Plus)

	<p>換が行われた。その後、10月には、第1回の企画調整部会が開催され、議論が開始された。</p> <p>これまでに開催された部会等では、以下のような意見が出されている。</p> <p>投資家や経済界からは、国際会計基準を採用することによって、比較可能性を確保し、企業の国際的競争力を強化することにより、我が国の内外からの投資が促進されるとともに、グローバル展開している企業にとっては、資金調達が円滑化し、経営管理上も有効であるといった意見が出されている。また、市場関係者からは、マーケットがグローバル化していることに鑑み、国際会計基準の採用により市場の魅力を高める必要があるといった意見が出され、会計実務界からは監査人の立場からも我が国企業に対し、国際会計基準の使用を認めるとの意見が出されている。</p> <p>一方で、国際会計基準を我が国において採用するにしても、乗り越えなければならない様々な課題や留意すべき事項等があり、これらの諸課題と併せて検討を行い、必要な対応を併せて行っていく必要があるとの意見が出されている。</p>	<p>(注) 2008年9月に日本公認会計士協会から「欧州視察報告」、10月に(社)日本経済団体連合会より「会計基準の国際的な統一化への我が国の対応」が公表され、国際会計基準に関する提言がなされている。</p>
<p>II. 今後の対応</p>	<p>1. 国際的な会計基準の取れんの中での将来を見据えた対応</p> <p>(1) 会計基準は、投資者が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態などを測定するための、いわばものさしとして、資本市場における重要なインフラとなっている。</p> <p>したがって、会計基準に信頼性が失われれば、資源の効率的配分、資金調達、資金運用といった資本市場の機能が適切に発揮されず、更には、企業の内外市場での資金調達に支障をきたすとともに、市場自身の魅力も失われる恐れもある。</p> <p>とりわけ、我が国企業の国際的な事業展開や海外市場での上場においては、その財務報告が海外において信頼を得ることが不可欠であり、内外の市場や取引が一体化しつつある状況を踏まえると、内外の投資</p>	

者の信認が広く得られるような高品質かつ国際的に整合的な会計基準の整備が求められる。

(2) このように会計基準が市場の情報インフラとしての機能を十全に発揮するためには、会計基準の内容のみならず、作成者、監査人、投資者、当局等の市場関係者が財務報告を適切に作成・監査・分析・監視するといった実務面でも的確に対応することが極めて重要である。

EUによる同等性評価の決定は、現時点で我が国会計基準のみならず、会計基準に基づく会計実務も含め国際的に高品質かつ整合的であることが認知されていることの証左と考えられるが、以上のような資本市場における会計基準とその運用の重要性に鑑みると、我が国資本市場の魅力を高め、ひいては経済活力の維持・向上を図っていく観点から、市場の公正性・透明性の確保、投資者保護の視点を改めて確認し、国際的に高品質な会計基準及びその運用に向けた努力を継続していくことが必要である。

なお、EUによる同等性評価は、コンバージェンスに向けた作業の進捗状況及び今後の計画を全体的に評価する「ホーリスティック・アプローチ」に基づき、前述の東京合意に基づいて2011年に向けたコンバージェンスのコミットを踏まえたものである。したがって、ECは、同等性評価の最終決定がなされた今後も、コンバージェンスに向けた作業が計画どおりに進捗しているかどうかをフォローアップすることとされていることに留意が必要である。

(3) 前述のような国際会計基準を採用している国や採用に向けた動きが米国をはじめEU以外の諸国においても徐々に広がっている状況を踏まえれば、世界の主要な金融・資本市場において、国際会計基準が用いられることとなる可能性があり、こうした動きの中で、我が国とし

て、将来を見据えた我が国会計基準のあり方について幅広い見地からの検討が必要である。その際、会計基準が監査、監督等、その運用と実務と一体となって資本市場の情報インフラとして重要な機能を果たし得ることになることを踏まえると、国際会計基準の状況や我が国の財務諸表作成者、監査人、投資家等の国際会計基準の理解・習熟状況、IASCFのガバナンス・資金調達の状況や我が国会計関係者の国際会計基準設定やガバナンスプロセスへの関与の状況など会計基準めぐる「インフラ」と併せて検討される必要がある。

## 2. 検討すべき課題

### (1) 国際会計基準について

我が国会計基準は、関係者のコンバージェンスに向けた懸命な努力により、国際会計基準との間で重要な差異はなくなってきた。

こうした中で国際会計基準を軸とした前述のような国際的な動きを踏まえ、投資家から見た財務諸表の比較可能性を更に向上させる観点、更には我が国資本市場の国際的な魅力を向上させる観点などから、コンバージェンスの加速化、完成を目指すことはもとより、我が国企業に対して国際会計基準に基づく財務諸表の法定開示を認め、ないしは義務づけることについて検討を行うことが考えられる。

他方、財務報告は前述のとおり、作成、監査、当局による監視の各段階において適切な実務が行われて投資家に対して適正な財務報告が届けられて初めてその機能を十全に発揮したことになることから、会計基準は、我が国の商慣行、経営実態、会計実務を適切に反映したものとなっている必要がある。

今後のわが国会計基準及び実務のあり方を検討するに当たっては、このような会計基準をめぐる両面からの要請を踏まえることが重要である。

### (注) 国際会計基準の動向

#### ○ 純利益と包括利益(財務諸表の表示)

財務諸表の表示方法に関し、①財政状態 ①財政状態計算書、②包括利益計算書、③キャッシュ・フロー計算書の全体像を一体的に表示することを目指し、IASBとFASBは、2011年の完成に向け、共同で基準開発を行っている。かつて暫定的に、当期純利益の表示の廃止を決定していたが、当該方針を変更し、純利益を残す方向での討議資料を2008年10月に公表。

#### ○ 収益認識の見直し

収益認識に関し、現在のIFRSでは、基準間で不整合がみられるほか、米国基準では約200の基準書やガイダンスがあり、IASBとFASBは、2011年の完成に向け、収益認識を全般的に扱う共通の基準

こうした観点から、コンバージェンスの加速局面における対応として、連結と単体の関係を少し緩め、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務・諸制度との関係が相対的に稀薄な連結の会計基準を先行して改訂するといういわゆる「連結先行」の考え方で対応することも考慮することが適当である。

(注) このような観点を踏まえて、我が国企業にも国際会計基準に基づく財務報告を認めるかどうかの検討に当たっては、まずは、国際的な比較可能性、情報提供機能がより重視される上場企業等の連結財務諸表を念頭に検討を進めることが考えられる。

← 欧州においては、国際会計基準の義務付けは連結のみとされ、単体は各国の裁量に委ねられている(ドイツ、フランス等では、単体について自国基準での作成を義務づけ。英国では、単体につき国際会計基準とイギリス基準の選択が可能)。

→ IFRSの採用の是非等については、Ⅲ. 今後の具体的取組みの1. 参照

コンバージェンスの加速化、国際会計基準の採用、容認のいずれの場合であっても、国際会計基準の開発、改訂について、その状況を十分にフォローし、必要に応じ我が国会計実務界として適切なインプットをしていくことが重要と考えられる。

開発を行っている。現在は、顧客との契約から生じる権利・義務に焦点を当てた顧客対価モデルをベースにして、2008年中に討議資料を公表予定。

(注)「連結先行」の考え方

第1回の「我が国企業会計のあり方に関する意見交換会」において、我が国の会計基準を改正していく場合に、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化、国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い単体財務諸表に係る基準に先行して機動的に改正する考え方、いわゆる「連結先行」の考え方が示されて議論が行われた。

(注) 会社法(商法)会計と金融商品取引法(証券取引法)会計の関係

平成10年の「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において、「商法の会計目的は、多数の株主が存在する公開会社に関する投資家に対する証券取引法の情報提供機能と実質的に同一の役割を担っている」とされ、「情報提供機能は両者に共通するという観点において、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に違

	<p>(2) 国際会計基準設定のプロセスやガバナンス体制</p> <p>上記(1)にあるように、会計基準が実務の上に成り立っていることを踏まえると、我が国において国際会計基準の利用を認める際には、基準開発・改訂プロセスに我が国会計実務界からの貢献・インプットを強化することが不可欠であり、また、会計基準が財務報告に当たり「公正・妥当な慣行」として事実上大きな権威を有することを踏まえれば、資本市場規制当局や市場関係者に対する説明責任の強化、基準設定における関係者へのプロセスのフィードバックの充実をはじめとする国際会計基準委員会財団（IASCF）のデュープロセス及びそのガバナンスについても改善が図られるよう働きかけていくことが必要ではないか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IASB、IASCFのガバナンスの改善は不可欠。我が国としても積極的に関与していくことが大事。</li> </ul>	<p>いが生じることは利害関係者の判断を誤らせる虞がある」として、「公開会社を対象とする証券取引法と非公開会社も対象に含む商法では、要求される情報に差異があるとしても、財産計算及び利益計算は基本的に一致するように調整が図られてきた」ところであり、このような整理を経て、平成17年の商法改正では、会社の計算は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」旨規定され、このような考え方が確認されている。</p> <p>(注)グローバルな金融資本市場情勢を受けた会計に関する金融当局の提言等</p> <p>2008年4月 金融安定化フォーラム報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ IASB が①市場が活発でない状況での公正価値測定の指針の充実、②公正価値測定に関する開示の充実③オフバランスシート事業体に関する基準の改良を行うよう要請</li> </ul> <p>2008年4月 G7 声明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ FSF 報告書を支持し、早期実施を勧告</li> </ul> <p>2008年10月 FSF 報告書(フォローアップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 再度迅速な対応を要請</li> </ul> <p>2008年11月 G20 首脳宣言・行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 2009年3月31日までの措置として、①市場混乱時の価格評価のガイダンス強</li> </ul>
--	--	---

- ・今後の課題として、人材育成の必要性とかA S B Jの機能強化を掲げているが、I A S Bのガバナンス向上なども指摘したい。
- ・IASBの作る基準を民主的に作成・修正するための手続き的仕組み、モニタリンググループが重要。

(3) 国際会計基準に対する実務の対応、教育・訓練

国際会計基準や米国基準などの国際的な会計基準に対する投資家、作成者、監査人などの関係者の知識・理解は、これまでのコンバージェンスの議論を通じて着実に深まってきているものと考えられる。しかしながら、仮に、国際会計基準そのものを我が国企業が用いて財務報告を行う場合には、コンバージェンスとは異なり、以下のような課題があると考えられ、こうした課題へ取り組みを併せて検討を行う必要がある。

① 投資者

投資者・運用者にとって、投資判断を行うに当たって必要十分な財務分析等を行い得る程度の国際会計基準の理解を確保するため、高等教育から社会人教育、更には実務家・専門家向けの教育プログラムの充実など、幅広いチャンネルでの準備が必要なのではないか。

② 作成者

これまでもコンバージェンスに伴う基準改訂を的確に理解し、適切な財務報告を確保するため研修・教育、新基準の各企業の実情に応じた適用のあり方の検討、実務を踏まえた基準設定のプロセスのフィードバックなど、積極的な対応が求められ

化、②非連結特別目的会社の会計・開示基準の作業進展等に加えて、③国際会計基準設定主体のガバナンスの更なる強化  
 — 中期的措置として、単一の、質の高い国際基準の創設

(注) 適切な財務諸表作成のための取組状況の開示

新たな考え方に基づいた会計基準について、財務諸表作成者自身が新会計基準や国際会計基準に関する情報を入手・調査を

てきたものと考えられる。

今後、更にコンバージェンスが進展し、更には仮に国際会計基準の使用を認めるといった場合には、日本基準の改訂の背景や考え方、その具体的な適用のあり方の十分な理解に加え、国際会計基準自体の理解も必要となる。

海外においては、財務報告作成者においてプリンシプル・ベースの基準を企業の実情等に応じて、会計処理基準を定め、開示書類において、その考え方、方針、マニュアル等を整備し、開示する実務が行われている例がある。我が国においても財務諸表の記載事項として、適切な財務諸表作成のための取組状況（会計基準改訂への対応方針・対応状況、適切な会計方針（マニュアル）策定の取組状況、I F R Sに関する研修の実施（外部研修への参加）状況）を開示することとしてはどうか。

また、在外子会社も含めたI F R Sのための内部統制の整備、システム対応が必要となるのではないか。

### ③ 監査人

わが国の監査人がわが国においてI F R Sに基づく財務諸表を適切に監査できる体制が、少なくとも適用企業の監査を行う監査事務所について整備されている必要があるのではないか。

監査人にとっては、現状でも、国際会計基準に対する理解が必要であると考えられるが、対応する監査における考え方、手法・技能など一層の理解が必要になるのではないか。

例えば、I F R S監査に関与する監査人は、一定の教育、研修等を受けていることを要件とする必要があるのではないか。

監査の実務指針の見直しも必要になるのではないか。

し、A S B J等の研修を受け、自社の会計処理に係る対応ぶり（アカウンティングポリシーないしはアカウンティング・マニュアル）を自主的に作成しているかどうかで、その企業の財務報告の品質が大きく変わってくるのが考えられる。このため、我が国においても、有価証券報告書に次のような適正な会計処理を確保するための自主的な取組みがある場合には、その内容を記載することが考えられる。

（具体的な取組み例）

- ・会計基準及び事業の内容を踏まえた社内の会計方針（マニュアル）を策定している場合には、その旨
- ・会計基準に対する理解を深めるための取組みを行っている場合には、その内容（会計基準設定主体等の関係機関による研修の参加を含む。）
- ・会計基準の開発・策定の議論に参画している場合には、その内容（研究員の派遣及び資金拠出を含む。）

④ 当局

開示執行当局、監査人監督当局における教育、訓練、指針等の見直しが必要ではないか。

現時点から、比較可能性向上の観点から会計実務も国際的に収れんする必要があることを踏まえ、国際会計基準についての理解を深めるとともに会計実務の実態把握（比較分析）に取り組む必要があるのではないか。

開示規制、監査基準等の見直しの必要性があるのではないか。別記事業等においては、各所管当局が、それぞれの立場からの対応の必要性の検討を早めに行っておく必要があるのではないか。

公認会計士試験科目・試験範囲、試験合格者に対する実務補習等の内容の見直しが必要となるのではないか。

⑤ その他

大学・大学院等の教育内容について検討する必要はないか。

(これまで出された主な意見)

- ・IFRSはプリンシプル・ベースであるため、解釈に幅が出てくるのが懸念される。
- ・IFRSはプリンシプル・ベースであるため監査人と企業の様々な意見の違いを調整する機関が必要。
- ・原則主義で十分に対応できる。
- ・必要であれば、その導入についてのガイドラインをきちっと整備して、こういうふうな原則に基づき解釈していくのだという指針を出すべき。
- ・IFRSを採用すると、プリンシプル・ベースでやるということが

	<p>多分非常に難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I F R S 受入れへの具体的施策として次のことを考えている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 原則主義の I F R S を適用する場合に想定される監査上の問題への対応策の検討</li> <li>: 教育研修</li> <li>: I F R S の受入れに備えてガイドブックの作成</li> <li>: 作成者側、利用者側に対する I F R S の研修、教育課程における大学等との連携</li> <li>: I F R S デスクを設置</li> <li>: 公認会計士試験の試験科目の見直しについての要請</li> </ul> </li> </ul> <p>(4) 人材を含むインフラの強化</p> <p>上記のいずれの課題への対応においても、会計実務に従事する人材の強化を含むインフラの強化が不可欠である。また、コンバージェンスの加速化、仮に国際会計基準を採用する場合の教育・訓練、我が国からの貢献や意見発信などの様々な局面において会計基準に関する我が国の国際的なプレゼンスを向上させることが重要である。日本基準の一層の高品質化及び国際会計基準に対する意見発信力強化のために、A S B J に人材等の資源を集める等の機能強化が必要ではないか。また、併せて資金的基盤について幅広い安定的な財源の確保などその充実強化が重要ではないか。</p> <p>この点に関して、例えば、企業が、基準設定の議論への参加・貢献（資金拠出を含む）を積極的に行っている場合には積極的に開示することを促してはどうか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p>	<p>(注) I A S C F 拠出金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I A S C F ザルム評議員会議長は、最終的には賦課金 (Levy) 方式が目標と明言。</li> <li>・ 米国 現在は、寄附方式により拠出。 (なお、F A S B の活動費は、サーベンス・オクスレー法に基づき上場企業等からにより徴収した Accounting Support Fee により賄われている)</li> <li>・ 英国 財務報告評議会 (F R C) が上場企業から Levy を徴収して拠出。</li> <li>・ 独・仏</li> </ul>
--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本からの I A S B の運営資金拠出については、現在の寄附形式では限界。また I A S B の安定的な運営という観点からも適切ではない。より強制力を持つ調達方法が必要。こちらに関しては金融庁の関与をお願いしたい。</li> <li>・製造業をベースにしたような考え方をもっときちんと、何と何が要るかという戦略的な面での検討は必要と思うが、それを打ち立てた上で、I F R S そのものに対してもっと突っ込んでいく。もっと日本から提言をしていく、そして純利益を残させたように、それを受け入れさせる、そういう努力がやはり必要。</li> <li>・我が国が今後の I F R S の中身にどれだけ影響力を及ぼすことができるかという点も留意する必要。</li> <li>・日本基準は引き続き開発していくべき。そうすることで、今後、欧米と新しい基準を開発していく際に、この日本基準を主張していくこともできるのではないか。</li> <li>・I F R S の基準設定に早い段階から関与することが重要。</li> <li>・我が国として基準設定の早い段階から I F R S 作成に関与すべきとの考えに共感。</li> </ul>	<p>寄附方式により拠出。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本 寄附方式により拠出。</li> </ul> <p>将来的に例えば、上場企業等が財務会計基準機構の会員となることを何らかの形で担保し、その会費の中から賄うという意見がある。</p>
<p>Ⅲ. 今後の具体的な取組み</p>	<p>以上のような基本的な考え方を踏まえて、今後の具体的な取組みについてどう考えるか。</p> <p>1. 我が国における国際会計基準（I F R S）の採用についてどう考えるか。 （1）我が国において、I F R S を採用するメリット（ベネフィット）・デメリット（コスト）としてはどのようなものがあるか。その上で、I F R S を採用すべきか否か。</p> <p>（これまで出された主な意見）</p>	<p>（注）（これまで出された主な意見）には、主として前回の企画調整部会及び意見交換会における意見の概要を記載している。</p>

- ・ I F R S の適用を認めれば、投資家が投資判断を行う際の国際的な比較可能性及び分析容易性が高まる。I F R S への転換時にコストがかかるが、それがその後のコスト削減に活かされればいいのではないか。
- ・ 日本の金融資本市場の競争力強化、企業のグローバル展開の基盤整備という観点から、早急に I F R S 採用の検討が必要。
- ・ 企業の資金調達の効率性の向上等による国際的な競争力強化等の観点から、日本企業にも、I F R S の使用を認めていただきたい。
- ・ I F R S の任意適用を認めるのであれ、全面適用を認めるのであれ、何らかの形で I F R S を採用するとのメッセージを出さないとダメではないか。

(2) 仮に、我が国で I F R S を採用する場合に、任意適用（容認）とすべきか、強制適用とすべきか。

(これまで出された主な意見)

- ・ まず、任意適用とした上で、I F R S 導入に向けた準備をしつつ、米国における I F R S 採用に向けた検討の状況や欧州における I F R S の実施状況等の情報収集に努め、強制適用をするかどうかについては、改めて判断することが適当ではないか。
- ・ I F R S の採用の範囲などについては、当面は日本基準との選択適用にすることが適当。
- ・ メンテナンスの問題や企業のコストの問題等があるため、いきなり強制というのは、あまりにもリスクが大きい。とりあえずは容認という形で、世界の、特にアメリカの動き等を注視していくというのが考えられる方向性。
- ・ 浮き足立って強制適用してはいけない。世界に基準が 1 つしかないのはリスク。マーケットのニーズに即応していくイノベーションのインセ

	<p>ンティブが全然働かなくなることが考えられるし、何か問題が起こったときに代替するものがない。また、基準を統合したとしても、実務がどこまで統合できるかが問題。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I F R S のアドプションはぜひ進めていただきたい。</li> <li>・ ユーザーとしての利便性を考えると、会計基準の統一の方向は喜ばしい。</li> <li>・ 任意適用からまずスタートし、上場会社全てに強制適用するということは将来必要。</li> <li>・ 会計基準というものは、いずれにしても市場がグローバルになってきており、統一された世界的な基準というものが適用されなくては、比較可能性の問題が生じる。日本を特異な国に置いておくわけにはいかない。</li> <li>・ 我が国の事業会社が外国の事業会社に比して、競争上不利にならないようにする観点から、会計基準の統一は必要。</li> </ul> <p>2. 仮に、容認（任意適用）するとした場合に、留意すべき事項としてどのようなことを考える必要があるか。</p> <p>(1) 比較可能性の確保について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 任意適用の場合、企業によって日本企業と国際会計基準を選べることとなり、日本企業間の比較可能性が損なわれかねないという問題をどう考えるか。</li> <li>② 国内・国際双方の比較可能性を確保する観点から、例えば、次のような方策について、どう考えるか。</li> </ol> <p>1) 任意適用する企業は、国内・国際双方の比較可能性の確保等も考慮しつつ、一定の条件を満たす企業に限ることが考えられるのではないか。この場合、我が国企業の資金調達等の実態、我が国資本市場の実態等を踏まえ、どのような条件が考えられ</p>	<p>※（米国における任意適用の範囲）</p> <p>米国のロードマップ案(2008年11月14日 SEC 公表)では、早期適用を認める要件として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業分類基準に基づいて区分された業種において、各産業の時価総額上位 20 社（外国企業を含む。）の大半が I F R S を採用している産業において、当該 20 社に入る米国企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>SEC が S I C コード（標準産業区分）を指標として試算 → 34 業種 110 社</li> </ul> </li> <li>○ 要件を満たすことを証明するため、SEC に証拠書類を提出し、承認を得る（3年間有効）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5つの指標を例示し、使用した指標を SEC に提示して承認を得ることになっているが、どのような指標を使用するかは任意である。</li> <li>・ ある企業により業種分類は様々であり、また、業種を跨がっている場合もある。</li> <li>・ 時価総額は株価や為替等により変わっていく可能性がある。</li> <li>・ 3年間のうちに、1度でも要件を満たせばよいことになっている。</li> </ul> </li> <li>○ 早期適用する場合、米国基準に基づく数値調整（監査不要）を公表することを規定している。</li> </ul>
--	--	--

	<p>るか。</p> <p>米国のロードマップ案における任意適用の要件（コメントを踏まえ修正の可能性はある）は、国際的な比較可能性にも一定配慮したものになっているが、我が国において類似の条件を定めることをどう考えるか。</p> <p>（これまで出された主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制適用の是非の判断材料を得る観点等も踏まえ、任意適用の対象としては、まずは、米国基準適用会社が考えられるのではないか。</li> </ul> <p>2) 比較可能性を確保する観点から、日本基準による財務諸表の並行開示等を義務付けることが考えられるのではないかと。</p> <p>仮に、並行開示を求める場合、具体的にどのような方法が考えられるか。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 適用初年度のみ、2年分の財務諸表（+前期については期首貸借対照表）を並行開示</li> <li>b) 初年度に限らず、常に、前期・今期の2期分について並行開示</li> <li>c) 日本基準でいつでも作成できることを条件に、国際会計基準と日本基準の重要な差異のみ調整表を注記</li> </ul> <p>また、並行開示を行うこととした場合には、任意適用の開始</p>	<p>（参考）考えられる条件の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① EU、米国等において法定開示を行っている</li> <li>② 親会社がIFRSにより開示を行っている企業</li> <li>③ IFRSにより財務諸表を作成している海外子会社のウエイトが大きい企業</li> <li>④ 外国人投資家比率の高い企業(上位○%or 上位○社 or 一定のインデックス採用企業</li> <li>⑤ その他(例:時価総額 and/or 売買代金額などの基準)</li> </ul> <p>（注）米国ロードマップ案では2009年12月期から早期適用を容認</p> <p>ただし、米国基準に従った損益計算書を3年分、貸借対照表を2年分記載する並行開示を求めている</p> <p>実際には、申請する会社が少ないのではないかとの見方もある。</p>
--	--	---

	<p>決算期は、第一四半期から、とするか、あるいは年度末とするか。</p> <p>さらに、並行開示している財務諸表については、監査を求めるかどうか。</p> <p>任意適用を認めた場合において、将来時点で I F R S を強制適用しないこととなった場合においても、任意適用企業には、継続して I F R S の使用を認めるのかどうか、並行開示等の義務付けの考慮要素となるのではないか。</p> <p>(2) 適用する「国際会計基準」について</p> <p>① 米国のように I A S B が作成したオリジナルの I F R S をそのまま適用するのか、E U のように一定のエンドース手続を経たものとするか。</p> <p>② 使用する言語は、英語のオリジナル版とするか、それとも、我が国の多くの投資家、企業、監査人等の理解を可能にする観点から、日本語に翻訳したものをベースにするか。日本語訳版をベースに考える場合、日本語訳も I F R S であることを I A S B 等に確認する必要があるのではないか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語訳についても国際会計基準として認められことを確認しておく必要があるのではないか。</li> </ul> <p>(3) 任意適用の時期について</p> <p>① 米国のロードマップを参考にしつつ可及的に早期に容認する観点から、例えば 2010 年 3 月期からとするか、それよりも後、例えばコンバージェンスに係る東京合意を踏まえ、2011 年からを目途と</p>	<p>(注) 米国のロードマップ案では、並行開示部分の監査は求めている。</p>
--	--	--

するか。

- ② 仮に、将来において強制適用の是非の判断材料として「任意適用会社の適用状況」を用いる場合には、財務諸表作成者及び監査人が対応可能な限り、できるだけ早期の容認も考えられるがどうか。
- ③ 逆に、準備に要する時間・コストに鑑みると、実際に任意適用するのは、結果的に 2011 年以降となるのではないか。

(これまで出された主な意見)

- ・会計基準の転換に係る社会的コストは大きく、準備時間が必要であり、なるべく早く取り組むことが必要。
- ・任意適用のようなことはなるべく早めにやっていくということが重要。

(4) 個別財務諸表への適用について

- ① I F R S による作成を認めるのは、国際的な比較可能性の向上の観点から連結財務諸表だけでよいのではないかと意見についてどう考えるか。
- ② 税制と密接に関連する個別財務諸表への適用容認の是非については、現実の問題として、税制との関係からの考慮が必要となるのではないか。
- ③ 他方、連結と個別の財務諸表が別の会計基準で作成される場合に、連結財務諸表と個別財務諸表の整合性・信頼性、財務諸表作成のコスト、監査の煩雑さについてどう考えるか。

(これまで出された主な意見)

- ・連結ベースの財務諸表に I F R S の選択適用を認めることに賛成。
- ・連結作成会社の連結財務諸表については、当然 I F R S にシフトす

	<p>るということを先行させていただきたい。</p> <p>(5) 任意適用の前提条件について  任意適用の前提条件は、Ⅱ. 今後の対応 2.検討すべき課題の(2)～(4)で指摘されている事項については、当然に考慮する必要がある。その上で、特に、任意適用を認めるか否かの判断に当たっての考慮要素としては以下のようなものがあるのではないかと。</p> <p>① 任意適用を判断する際に、IFRSの基準内容について、具体的に留意すべき事項はあるか。例えば、昨今のグローバルな金融資本市場の状況を踏まえたIASBによる基準・解釈上の対応をどう考えるか。</p> <p>② 任意適用を判断する際に、IASCFのガバナンス改革に関して、例えば、モニタリンググループの早期設置の実現状況や基準勧告委員会の機能向上、安定的な資金調達の確保等に向けた取組み状況を考慮要素とすべきではないか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IASBの作る基準を民主的に作成・修正するための手続き的仕組み、モニタリンググループが重要。</li> </ul> <p>③ 任意適用を認める場合に、作成者・監査人・投資家その他市場関係者・当局による理解・習熟、体制整備の状況について留意すべき事項はあるか。任意適用を認める時点においても、IFRSの教育、研修、教材等の整備に向けた取組みを前広に進めていく必要があるのではないかと。</p>	<p>(注) 米国のロードマップ案では、マイルストーン(要件)として、以下の項目を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. IFRSの基準内容の改善</li> <li>b. 投資家や会計士等の教育・訓練</li> <li>c. IASCFのガバナンス・資金調達等</li> </ul>
--	---	--

また、任意適用企業の監査を行う監査事務所・監査人の要件を定めておく必要があるのではないか。

さらに、諸外国の実施状況を参考にしつつ円滑な実施の方策を検討する必要があるのではないか。例えば、適用当初、実務や意見のバラツキが生じる可能性も視野に入れ、継続的に実施状況についての情報集約とその検証あるいは意見交換を行う枠組みを設け、IFRSに対する更なる理解を深める努力をすべきではないか。

(これまで出された主な意見)

- ・IFRSを導入したEUでは、各国当局の判断の均質性、一貫性が問題となっており、我が国にIFRSを導入するときも同様の問題に留意することが必要。
- ・プリンシプル・ベースの会計基準への対応とか、諸外国等のIFRS実施状況の検証といったようなことは、実務のコンバージェンスというものを確保するという意味では非常に重要なものであって、各国でどういうことが起きているかということはよく見ておかないといけない。

- ④ IFRSの任意適用を判断するに当たって、会計基準に対する国内関係者の取組みの積極性を考慮要素とする必要があるのではないか。

3. 仮に、強制適用とした場合に、留意すべき事項としてどのようなことを考える必要があるか。

(注) 強制適用とした場合の留意事項は、任意適用とした場合の留意事項と相当程度重複するものと考えられる。以下では、特に、強制適用の場合に限って生じる論点を取り上げている。

	<p>(1) 強制適用の時期について</p> <p>① 強制適用の時期については、諸外国における例のように予め具体的なターゲットを明示した上で、任意適用の状況その他の前提条件（マイルストーン）の状況を見つつ、改めて検討した上で検討するという考え方があるが、どのように考えるか。</p> <p>② 準備には3年程度かかるという意見があるがどうか。</p> <p>③ 米国と同様に規模等により段階的に強制適用するということが一案として考えられるが、どうか。その場合に、何を基準とするのか。あるいは、上場企業全体に一律に国際会計基準移行時期を定めるとともに早期適用を認めるとの考え方についてどう考えるか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の市場に複数の基準が存在することは好ましくなく、将来的にはIFRSの義務づけが必要となると考えているが、その際には、マイルストーン、前提条件の進捗とともに、十分な準備期間を設けることが必要。</li> <li>・米国のように条件が整ったら採用という方が交渉上有効ではないか。</li> <li>・IFRSの適用開始までには3年位の準備期間が必要。</li> <li>・2011年から2014年あたり、MOU項目もほぼ一緒になったと仮定する段階で、IFRSの原文と、そのときにできているであろう日本基準との間にどの程度違いがあるのかということのある程度見据えた上で議論すべき。</li> <li>・将来の方向性として、IFRSを将来のどこかの時点でアドプション一本にして強制適用、それまでの間の経過措置として任意適用とい</li> </ul>	<p>(注) 米国ロードマップ案では、強制適用は2014年度からの段階的適用)。その是非について2011年に決定</p> <p>2014年～ 大規模早期提出会社</p> <p>2015年～ 早期提出会社</p> <p>2016年～ その他公開企業</p>
--	--	---

	<p>うことは、私は今の時点で言うべきではないと考える。</p> <p>(2) 適用する企業の範囲について</p> <p>① 国際会計基準による財務諸表の作成を求める対象としては、グローバルな投資の対象となる市場において取引されている企業について、国際的な比較可能性を向上するという観点を踏まえれば、例えば、上場会社を対象とするという考え方があるがどうか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I F R S は国際的な比較可能性向上を目的とするものであるため、適用対象は上場会社の連結財務諸表とすることでよいと考える。</li> <li>・ 上場会社に関してはこの連結非作成会社といえども I F R S を金融商品取引法の開示においては適用する。任意にしない方が良い。</li> </ul> <p>(3) 個別財務諸表への適用について (任意適用の論点も参照)</p> <p>① 連結財務諸表は I F R S を採用し、個別は日本基準でという考え方もあるが、これをどう考えるか。</p> <p>② I F R S 適用後の個別財務諸表の開示は抜本的に簡素化すべきとの意見があるがこれをどう考えるか。</p> <p>③ 個別財務諸表のみで上場している会社の取扱いをどうするか。</p> <p>(これまで出された主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別財務諸表の取り扱いについては、非上場企業や中小企業を含めた約250万社が影響を受けることになるため、個別の会計基準については会社法や法人税法の基礎という役割の範囲内にとどめた見直しを続けることで対応すべき。</li> </ul>	<p>(注) この場合、上場会社以外については、日本基準によることとなる。</p> <p>(注) 英国では、比較的規模の小さい上場会社に対して、I A S B が検討している小規模企業向け国際会計基準の適用を検討。</p>
--	---	---

- ・ I F R S の採用（の目的）は、国際的な比較可能性向上にあるため、証券市場におけるディスクロージャーの面でも国際的な整合性を図って、日本企業の上場コストを効率化する観点からも、金融商品取引法上の個別財務諸表に関する開示は抜本的に簡素化することをお願いしたい。

#### （４）コンバージェンスの推進の継続

前述Ⅰ、Ⅱに述べられているとおり、我が国企業に国際会計基準を強制適用する場合であっても、引き続き、関係者が一丸となって、コンバージェンスを推進する必要がある。とりわけ、国際会計基準設定プロセスにおける我が国のプレゼンスの維持・向上の観点からも不可欠であると考えられる。

（これまで出された主な意見）

- ・ コンバージェンスとアドプシオンは二律背反ではない。コンバージェンスの先にアドプシオンがあると見ることもできる。米国も我が国と同様のアプローチを採ってきている。いずれにせよ、コンバージェンスを行うことが有意義なことには変わらない。引き続き皆様のサポートをお願いしたい。
- ・ コンバージェンスしないで、連結について I F R S をアドプシオンするというアプローチではなく、まずコンバージェンスを進めていくという合意が大事。
- ・ 日本基準のコンバージェンスを進めないと選択適用は無理ではないか。I F R S との差が大きいにもかかわらず同じ市場に並立させると混乱を生じる。企業間の比較可能性が確保されていることが必要である。最終的なアドプシオンとの間にワンクッション置いた方が良い。

(5) 強制適用の前提条件について

- ① 強制適用の前提条件は、上記の任意適用の前提条件を満たすことは当然として、更に、中長期的観点からの条件設定を行う必要があるのではないか。
- ② 例えば、IFRSの基準内容、IASCFのガバナンス改革については、強制適用の是非を決定する時点を適切に定めた上、その時点までの状況を踏まえる必要があるのではないか。
- ③ また、実施状況については、米国含む諸外国の状況のみならず、我が国のプロ向け市場の状況や、(仮に行う場合の) 任意適用の実施状況についても検証する必要があるのではないか。
- ④ 更に、関係者によるIFRSの理解・習熟、体制整備については、広範囲の企業が強制適用の対象となればなるほどに、より広範囲の関係者について十分に行われていることが条件となるのではないか。

(これまで出された主な意見)

- ・ 条件的に不利な状況の中で会計ビックバンが始まったが、最後に押し込まれてからやむなくIFRSを採用するというのはつらい。まだ時間があるうちにいかにうまく条件を出していくかが重要。
- ・ 前提条件としては、IASBが進めている中長期プロジェクトの方向性、あるいは適切なガバナンスの確保、さらには資金調達の問題、ASBJとの今後のコンバージェンス作業の取り組み状況、また国内問題、国内的な課題としては、さまざまな層での人材の育成、IFRSの日本語訳や解釈整理、あるいはASBJの機能強化などがこのマイルストーンとして考えられる。また、米国や他国で円滑にIFRSが採用できているかどうかというこ

	<p>ともよく見て今後のことを考えていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドプションすることになる基準の中身の問題について十分注意を払い、市場が受け入れられる中身になるのかどうかということも注視する必要。</li> <li>・ I F R Sの適用により、実際の経済に対してどれくらいの影響があるのかについて、配当可能利益計算、税収等も含めてデータを検討、シミュレーションすることが必要。</li> <li>・ アメリカのロードマップ案が本当にうまく行くのかは注意して見ていく必要。</li> <li>・ アドプションを受け入れるだけで、その一つしかない基準作成に我々が物を申す場合に、相手がこれまでと異なり聞いてくれると考えるのは、非常に楽観的見方かもしれない。</li> </ul> <p>4. 仮に、I F R Sの採用を検討する場合には、具体的なロードマップ（工程表）を作成すべきではないか。</p> <p>（これまで出された主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I F R Sの採用を含めた具体的なロードマップの作成が必要と考えている。ロードマップの中には、将来I F R Sを義務づけていく際の前提となる条件、マイルストーンを示し、その進捗状況を勘案しつつ最終判断を行うよう求める。</li> <li>・ 東京合意でコンバージェンスの目標期日としている 2011 年 6 月をターゲットとして工程表を作成することが考えられる。</li> <li>・ アメリカの状況等は、選挙もあるためどうなるか分からないというところがあり、日本独自でロードマップを作って着々と進めていくことが一番大事。</li> <li>・ I F R Sの適用により、実際の経済に対してどれくらいの影響がある</li> </ul>	<p>(注) 米国は、SECが 2008 年 11 月 14 日、ロードマップ案を公表している。</p>
--	--	--

	<p>のかについて、配当可能利益計算、税金等も含めてデータを検討することが必要ではないか。我が国のロードマップを作成するには、このようなこともマイルストーンに入れてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• IFRSをアドプションしてIASBの中に入ってアドプションへ進むことによって、IFRS設定に影響力を及ぼしやすくなるのであればよいが、中に入っても影響力を持ってないということであればコンバージェンスで止めるという見せ方もある。ロードマップを作る際にはどういう戦略をとるのが国益としてよいのかという点も考慮する必要。</li></ul>	
--	--	--